一　名称
　出水・高尾野特別保護地区
二　区域
　鹿児島県出水市の一部（区域図省略）
三　存続期間
　平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで
四　特別保護地区の保護に関する指針
㈠　特別保護地区の指定目的
　出水・高尾野鳥獣保護区は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、野田川、江内川及び高尾野川の三本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯である。その大部分は水田によって占められ、ツル類の越冬期においては、ブロッコリー、エンドウ豆、枝豆、麦畑及び牧草の裏作が広がる肥沃な農業地帯となっている。
　このような自然環境を反映して、当該区域は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に位置づけられ、かつ天然記念物であるナベヅル、マナヅル等ツル類の国際的に重要な越冬地となっている。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約九割に当たる約八千から一万羽、マナヅルは全世界の総個体数の約五割に当たる約二千から三千羽の渡来が確認されている。また、当該区域では、これらのツル類を含め百二十六種の鳥類が確認されており、絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。
　特に、当該鳥獣保護区の中でも、出水干拓地の北東部の区域は、それまで集中しがちであった干拓地西部からのツル類の分散化を目的として、平成八年度よりねぐらの整備及び給餌が行われ、ツル類にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っており、近年多くのツル類の利用が確認されている。
㈡　特別保護地区の管理方針
　このように、当該区域は、出水・高尾野鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。
イ　集団渡来地の保護区として、マナヅルやナベヅル等、多様な鳥類相を保護するため、適切な管理に努める。
ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して、利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
ニ　ツル類を含む鳥類生息状況のモニタリング調査、特別保護地区内の巡視及び鳥インフルエンザサーベイランス等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて農作物被害対策や保全対策を講じる。
ホ　高病原性鳥インフルエンザリスクの管理強化及び風評被害の予防のため、地元養鶏農家、マスコミ関係者等への正確な情報発信を行う。
ヘ　給餌制限を含む希少鳥獣保護計画を策定し、同計画に即してツル類の一極集中、過密状態の解消を進める。
ト　ツル類との持続的な共存を図るため、ツル類が越冬することにより地域社会がメリットを享受できる仕組みを、地元住民、関係地方公共団体及び関係機関等とともに検討する。

○原子力規制委員会告示第十三号
　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第十号）の施行に伴い、及び関係規則の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。
　平成二十九年十月三十日
　原子力規制委員会委員長　更田　豊志
　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示
（改正の対象となる告示の一部改正）
第一条　次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。
一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）　別表第一
二　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）　別表第二
第二条　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。
三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。
附　則
　この告示は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行の日から施行する。
別表第一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度） **第七条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事象が発生した場合の規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。 ［一・二　略］	（緊急作業に係る放射線業務従事者の線量限度） **第七条**　［同上］ 2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事象が発生した場合の規則第十条第二項の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について二百五十ミリシーベルト、眼の水晶体の等価線量について三百ミリシーベルト及び皮膚の等価線量について一シーベルトとする。 ［一・二　同上］